

廃棄物処理法の概要

廃棄物処理法の「目的」では、廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正処理に努め、生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることとしている。

「定義」では、廃棄物とは汚物又は不要物であって固形状又は液状のものをいい、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法第2条第4項及び施行令第2条で定める廃棄物を産業廃棄物とし、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としている。

「処理責任」は、基本的に一般廃棄物は市町村に、産業廃棄物は事業者にあるとし、いずれの場合も「処理を委託することもできる」として、処理を委託する場合の「廃棄物処理業」に係る許可制度を定めている。

その「廃棄物処理業」を行うためには、一般廃棄物の場合は市町村長の許可を、産業廃棄物の場合は都道府県知事等の許可を取得しなければならないとし、いずれの場合も許可に係る申請内容が許可基準に適合しなければならないとしている。

このように、廃棄物処理法においては、一般廃棄物と産業廃棄物では、処理責任や処理業の許可権者が異なっている。

廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正処理、③生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること。	
定義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う。	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う。
処理業 (収集・運搬又は処分)	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が市町村の定める一般廃棄物処理計画に適合する場合等に許可	○都道府県知事等の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督 (収集・運搬又は処分)	○市町村長による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事等による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事等の許可制（ただし、市町村が設置する場合は、届出） ○設置計画が構造の基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事等の許可制 ○設置計画が構造の基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督 (処理施設)	○都道府県知事等による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事等による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
輸出入規制	○国内処理の原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理の原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない。	
罰則	○不法投棄の場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、1億円以下の罰金）	